

# 伊予市ブランド普及拡大業務委託仕様書

## 1 業務名

伊予市ブランド普及拡大業務

## 2 業務期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

## 3 目的

伊予市が一体感を持って魅力的な地域づくりを進めるために新たに作成した「伊予市シティブランドロゴマーク及びキャッチコピー」（以下「ロゴマーク等」という。）を積極的に商品パッケージ等に活用することにより伊予市のブランドイメージを高め、市関連製品の知名度の向上及び販路拡大に繋げることを目的とする。

## 4 業務内容

### (1) 商品パッケージ等に係る企画・開発支援業務

ロゴマーク等を活用し、伊予市ブランドを広く発信できる新たな商品パッケージデザイン及び包材の企画及び開発の支援

ア 市と協力し、有望性の高い伊予市関連製品及び販路拡大に意欲的な事業者を募集、選定することにより、事業対象となる商品及び当該事業に参加する事業者（以下「参加事業者」という。）を抽出すること。

イ 開発に当たっては、マーケティング調査を通じ、市場動向やニーズ、競合分析等を行うこと。

ウ 新たな商品パッケージを3種類以上開発し、市場流通までの支援を行うこと。

エ パッケージデザインには必ずロゴマーク等を活用すること。

オ ロゴマーク等の使用に当たっては、「伊予市シティブランドロゴマーク及びキャッチコピー使用取扱要綱」及び「伊予市シティブランドロゴマーク等使用マニュアル」を遵守すること。

カ 本事業の対象となる商品は既存品を想定しているが、複数の既存品を組合せたもの又は新商品の開発も可とする。

キ 開発したパッケージデザインを用いた包材の購入、印刷、包装及び流通に要する経費は、参加事業者負担を想定している。

### (2) 販路開拓・拡大支援業務

前号にて開発したパッケージ等を用いた商品（以下「開発商品」という。）について、新たな販路の開拓及び継続的な販売を可能とする効果的なプロモーション業務

ア 開発商品を取扱う店舗等を3箇所以上新規開拓すること。なお、取扱う店舗等については、県内外は問わないが県外のみは不可とする。

イ 一過性のものにならないように、広報活動等を含め効果的なプロモーションを行うこと。

(3) その他

- ア 本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、上限価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。
- イ 本業務を進めるにあたって、対象となった事業者に対し、開発から販売まで必要かつ十分な支援を行うこと。
- ウ 本市が持ち合わせている市関連産品等の情報については、必要に応じて提供することができる。

## 5 委託金額の上限

本委託業務に関する予算額は、6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 6 報告等

- (1) 受託者は、委託者の必要に応じ、進捗状況を報告するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務が終了した場合、次の成果品を納品すること。
  - ア 業務報告書 2部
  - イ 上記デジタルデータ 1式
  - ウ その他、委託業務に関する資料等

## 7 その他

- (1) 契約締結後、速やかに受託業務の実施体制、スケジュール及び事業計画書を提出すること。
- (2) 本業務の進め方の協議や進行管理、成果等については、常に伊予市と連携を図り、情報共有を行いながら適切に業務を進めること。
- (3) 業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務履行のため以外の目的に不正に使用してはならない。業務終了後もまた同様とする。
- (4) 本業務により得られた全ての製作物等に関する著作権及び使用権等の一切の権利は、原則として伊予市及び参加事業者に属するものとする。
- (5) 本業務に関する事務処理にあたっては、市担当者の指示に従うとともに、伊予市財務会計規則に基づいて適切に処理すること。
- (6) 受託者は、受託業務で行う業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (7) 受託者は本業務の実施にあたり、法令を遵守しなければならない。
- (8) 本仕様に関し、疑義が生じた場合は、協議の上決定する。